

学校法人兵庫医科大学シミュレーションセンター使用要領

(目的)

第1条 この要領は、学校法人兵庫医科大学医療人育成研修センター内に設置しているシミュレーションセンター（以下「センター」という。）及びセンター保有機器等の使用に関する事項を定め、施設の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(使用対象者)

第2条 センター及びセンター保有機器等を使用できる者は、次のとおりとする。

- 1 学校法人兵庫医科大学の教職員
- 2 兵庫医科大学及び兵庫医療大学の学生、大学院生
- 3 学校法人兵庫医科大学連携病院の会会員病院の職員
- 4 その他医療人育成研修センター長が認めた者

(使用日時)

第3条 センターの使用日時は、次のとおりとする。

- 1 平日及び第1・3土曜日（祝日、年末年始休日を除く。） 8時から21時
- 2 やむを得ない事情により、前号以外の日時に使用を希望する場合は、事前に医療人育成研修センターに相談のうえ、許可を受けなければならない。

(施設、機器等の使用申込、貸出)

第4条 センター及びセンター保有機器等を使用しようとする者は、予めホームページもしくは電話で空状況を確認のうえ、「シミュレーションセンター使用申込書・教材借用書」を原則使用1週間前までに医療人育成研修センター長に提出し、許可を受けなければならない。

② センター保有機器等の貸出は、原則1週間以内とし、1週間を超えて貸出を希望する場合は、事前に延長手続きを行い、許可を受けなければならない。なお、学校法人兵庫医科大学関連施設外への貸出は行わない。

(施設、機器等の使用料金)

第5条 センター及びセンター保有機器等の使用料金については、別に定める。ただし、センター保有機器等を使用する際、シミュレータの付属品を含むすべての消耗品は、原則使用部署が負担する。

(機器等の破損・故障・紛失)

第6条 機器等の破損・故障・紛失が生じた場合は、速やかに医療人育成研修センターに報告しなけれ

ばならない。

- ② 使用者の不注意により機器等を破損した場合は、その実費を原則として当該使用者が弁済するものとする。

(使用許可の取り消し等)

第7条 医療人育成研修センター長は、使用者がこの要領に違反した時、あるいはセンター運営に支障があると認められる場合、使用許可の取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(遵守事項)

第8条 センター及びセンター保有機器等を使用しようとする者は、別に定める学校法人兵庫医科大学 シミュレーションセンター使用マニュアルを遵守しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に記載のない事項については、その都度協議するものとする。

(事務)

第10条 この要領に関する事務は、医療人育成課が行う。

(改廃)

第11条 この要領の改廃は、医療人育成研修センター長の承認を得て行う。

附 則

この要領は、平成27年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。